



## 審議された主な議案

※採決結果は本会議の結果を掲載しています。  
議長は表決を行いません。

平成30年2月27日から3月26日まで定例会を開き、条例案等の議案44件が市長から提出されました。なお、議員からは請願2件が紹介提出され、意見書1件が提出されました。

# 平成30年度当初予算案が可決されました。

**一般会計**  
**507億円**

(対前年8.5%減)

**特別会計**  
**334億7,260万円**

(対前年4.0%減)

**合計**  
**841億7,260万円**

(対前年6.8%減)

平成30年度当初予算は、一般会計が過去3番目に大きく、特別会計を合わせた全会計では過去2番目に大きい規模となりました。限られた財源を戦略的に配分するため、市民との協働のまちづくりを基本に、「防災・安全」「教育」「子育て支援」「高齢者福祉」「スポーツ健康づくり」の5つの重点施策と総合計画のリーディング・プロジェクト①を推進していくものです。特に、「健幸都市」づくりの推進をリーディング・プロジェクトに掲げ、誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らせるよう、従来の健康施策の枠組みを超えて、市の総合政策として健幸都市の実現に向けた環境・仕組みづくりを進めるための予算措置がなされています。

議会では予算審査特別委員会において、これらの予算案の審査を行いました。

## 予算審査における質疑応答／意見〈予算審査特別委員会〉

**議員** 健康推進アプリBIWA-TEKU(ビワテク)が平成30年1月から導入されているが、3月現在の利用者数は。

**市** 1月10日から開始し、3月19日現在で280人がアプリを利用している。

**議員** 13万人の市民に対して280人の利用者数は少ないのではないかと。今後も周知啓発に努めてもらいたい。



健康推進アプリBIWA-TEKU(ビワテク)



**議員** 火葬場整備基礎調査費が予算計上されているが、栗東市では平成30年度に火葬場を市内に設けるかどうか検討を始めると聞いている。本市の調査は、栗東市と共同で新火葬場を運営する想定で調査するのか、それとも従来通り、本市独自の運営で行う想定で調査を行うのか。

**市** 栗東市には火葬場がなく、近隣市を利用している現状。予算編成段階から栗東市と協議を重ね、平成30年度に両市において基礎調査を行うため予算計上した。栗東市は近隣市の施設の利用空き状況を調べ、新設が必要なのか検討を行い、本市は、栗東市と共同の広域運営の場合はどれくらいの施設規模、炉数が必要なのか等を調査する。

**議員** (仮称)市民総合交流センター整備費について、債務負担行為限度額を30億5千万円計上しているが、本当に市民にとって有意義な施設になるのか。

**市** 草津駅周辺の公共施設の集積と、中心市街地活性化の目標達成のための核となる施設であるが、中心市街地だけでなく周辺地域への波及効果も出てくると考えている。また商工会議所や医師会などの団体や、人権センターや社会福祉協議会などの機能が集約されることで、利用の範囲が広まり、加えて駅に近くなることから利便性も高まる。



## 【議第15号】草津市手数料条例の一部改正

**（議案概要）** 在宅の高齢者で常時おむつを必要とする要介護5～1、要支援2～1の方におむつを支給する「すっきりさわやかサービス」について、要支援者に対しては、介護予防や自立に向けた総合事業によっておむつを必要としない生活に向けた介護予防を重視する支援に重点を移すことから、要支援者をすっきりさわやかサービスの対象から外す等の改正を行うもの。

### 審査における質疑応答／意見<<文教厚生常任委員会>>

**議員** すっきりさわやかサービスの利用対象者を縮小する改正だが、対象人数は何人減少するのか。

**市** 平成28年度の実績で換算すると、全利用者数1,068人のうち、要支援2～1の約150人が対象ではなくなる。

**議員** 対象ではなくなる要支援2～1の利用者に対する周知期間と、どのような方法で説明を行うのか。

**市** 周知期間を6カ月間設け、現在の利用者には一人ずつ通知し、おむつの配達業者の方からも配達時に声掛けをしていただき説明するように予定している。

**議員** 「なぜ要支援2～1を対象外とすることにしたのか」と市民から問い合わせを受けたとき、どのような説明をするのか。

**市** 平成30年度から、要支援2～1の方に対する施策は、「介護予防・日常生活支援総合事業」に完全移行するため、おむつを必要としない生活に向けた介護予防の取り組みに重点を移し、短期集中の予防サービスや活動型デイサービスなど、日常の動作の改善に向けた取り組みに重点を置いて、積極的に参加いただけるよう促していきたい。

**議員** 特に利用対象から外れる市民へは、わかりやすい丁寧な説明に努めてもらいたい。



## 【議第17号】草津市立人権センター条例の一部改正

**（議案概要）** 人権センターは現施設の老朽化等により平成32年4月竣工予定の（仮称）市民総合交流センターに移転し、現施設の跡地には草津警察署が建設される予定である。平成31年に警察署の建設が開始されるため、平成30年度中に解体工事を予定している。人権センターは（仮称）市民総合交流センターが供用開始されるまでの間、旧休日急病診療所に仮移転し運営をするが、仮移転先には貸館スペースがないため、貸館の規定を削除するもの。

### 審査における質疑応答／意見<<総務常任委員会>>

**議員** 閉会後の3月末から貸館業務の廃止について周知を始めるということだが、周知期間が短い中で、施設を利用されていた団体、市民の方へどのように周知をしていくのか。

**市** 議決後、速やかに利用者へ通知するとともに、来館された際には丁寧に説明を行っていく。

**議員** 人権センターの登録団体が他の施設を利用する際には同じように減免されるのか。

**市** 隣保館を利用される場合にはこれまでどおり無料であり、その他の公共施設においても、各施設の減免規程を適用して利用していただけるよう調整していく。

**議員** 人権センターの仮移転に伴う貸館業務の廃止にあたって、施設を利用されていた団体・市民の方へ、引き続き別の施設での利用がスムーズに図れるよう丁寧に説明をすべき。